

## 意見書

令和8年 月 日

内閣府 知的財産戦略推進事務局 御中

### 意見提出者

1. 意見提出者の種別 (※1)

団体・法人等 / 個人

2. 個人名又は団体・法人名

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会  
AI ワーキンググループ

3. 職業 (個人の場合) 又は業種 (団体・法人等の場合)

インターネット業界団体

4. 住所 (※2)

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 1F

5. 連絡先

連絡担当者：宮内正久

電話：03-5304-7511

Ai-wg@jaipa.or.jp

※1 いずれかに○をつけてください。

※2 法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を御記入ください。

※本意見書はフォームにて提出したものです。

### 意見提出

-----

意見内容のカテゴリー：

-----

「2. この文書が示す原則及び例外」

-----

意見内容 (1万文字以内)：

-----

本プリンシプル・コード (案) における【原則1】は、生成AIに対する社会的信頼の確保や権利者保護を目的とした「透明性」の重要性を示す点において、その理念自体には賛同する。しかしながら、【原則1】において求められている開示事項のうち、特に以下の点については、生成AI開発者および生成AI提供者の事業実態や競争環境を十分に考慮していない部分があり、実務上・経済上の重大な問題を

内包していると考える。

■ 1. アーキテクチャ・設計仕様の開示は、技術的知的財産そのものである点について

【原則 1】では、「アーキテクチャ・設計仕様」（モデル開発において第三者と契約するライセンスの状況、使用に必要なハードウェア・ソフトウェアやライセンス等）等の概要開示が求められているが、これらの情報は、生成 AI 開発者・提供者にとって技術的な知的財産そのものであり、本ビジネスにおける競争優位性を構成する中核的要素である。

特に、

- ・選定したアーキテクチャ
- ・モデルのトレーニングプロセスの内容（トレーニングの方法、推論過程や判断根拠を含むパラメータの設定等）
- ・システム分割や統合の方法

等は、単なる「概要」であっても、競合他社にとっては模倣・逆解析・技術的追従を容易にする情報となり得る。

生成 AI 事業は、研究開発投資が極めて大きく、かつ差別化が困難な領域であるため、アーキテクチャやシステム構成そのものが「知的財産」として保護されるべき合理性は極めて高い。

これらを一律に開示対象とすることは、日本国内事業者の競争力を削ぐ結果となり、結果的に海外大手事業者との競争において不利な立場に追い込まれることが容易に想定される。

■ 2. 生成 AI 開発者・提供者の関係性開示が営業情報の漏洩につながる点について

また、生成 AI 開発者・提供者にとって、「どの生成 AI 提供者が、どの生成 AI 開発者のモデルを利用しているか」という情報は、“重要な機密情報”に該当する。

仮に、【原則 1】の運用やエクस्पラインの内容から、

- ・利用している生成 AI モデルの提供元
- ・実質的な技術依存関係
- ・特定分野での採用実績

などが推知可能な形で公開される場合、他の生成 AI 開発者が、当該生成 AI 提供者に対して直接営業活動を行うための「リスト」として悪用される懸念がある。

これは単なる抽象的な懸念ではなく、BtoB SaaS や IT インフラ分野において日常的に発生している現実的リスクであり、生成 AI 分野においても同様、あるいはそれ以上に深刻な影響を及ぼす可能性がある。

結果として、

- ・開示に応じた事業者ほど営業上不利になる

・情報開示を行わない（エクスプレインを選択する）事業者が「不透明」「不誠実」と誤解されるといった、"制度設計上の逆インセンティブ"が生じることを強く懸念する。

■ 3. コンプライ・オア・エクスプレインの運用が「不当な誤解」や「不利益」を生む可能性について本コードは「コンプライ・オア・エクスプレイン」を採用しており、形式上は強制的な情報開示を求めないとしている。しかしながら、現実の市場・社会においては、

- ・エクスプレインを選択した事業者
- ・情報開示の範囲を限定した事業者

が、「透明性が低い」「信頼性に欠ける」といった "不当な評価を受ける可能性"が高い。

#### 『2. この文書が示す原則及び例外（4）その他の事項

政府においては、各事業者の公表内容や具体的な取組の状況等を評価し、政府が実施・運用する各種の事業や制度等において、一定のインセンティブを設けることも期待される。』と記載があるように、政府機関に以外にも民間も含め全ての調達・取引等においては、「受入れ表明の有無」や「開示の多寡」が形式的な評価指標として用いられることが容易に想定され、結果として、

- ・本来は合理的な営業秘密保護のための非開示
- ・技術的・契約的理由による開示不能

といった正当な事情が十分に考慮されないまま、不利益な取り扱いを受けるリスクがある。

これは、「強制ではない」とされる制度設計と、実際の社会的運用との間に乖離が生じている点であり、制度としての公平性・実効性の観点から重大な問題である。

#### ■ 4. 提案・意見の結論

以上を踏まえ、【原則 1】における以下の点について、再検討を強く求める。

(1) アーキテクチャ・設計仕様・使用詳細は、原則として営業秘密・知的財産に該当し得ることを明示し、開示対象からの除外または大幅な抽象化を認めること

(2) 生成 AI 開発者・提供者間の利用関係が第三者に推知され得る開示を求めないこと

(3) エクスプレインを選択した場合に、不当な誤解や不利益が生じないよう、政府として明確な補足説明・運用指針を示すこと

生成 AI 技術の健全な発展と国際競争力の維持のためには、透明性と知的財産保護のバランスが極めて重要である。本原則が、そのバランスを欠いたものとならないよう、慎重な制度設計を求める。

-----

意見の要約（200 文字）：

※記載いただいた意見内容が 1,000 字を超える場合

-----  
【原則 1】で求められるアーキテクチャ・設計仕様の開示は、生成 AI 事業者にとって中核的な技術的知的財産・営業秘密に該当し、競争力を著しく損なうおそれがある。また、利用関係の推知は営業上の不利益を招く。コンプライ・オア・エクスプレインであっても、非開示事業者が不当に評価される懸念があり、開示範囲の再検討と明確な運用指針が必要である。

=====  
-----  
意見内容のカテゴリー：

-----  
「2. この文書が示す原則及び例外」

-----  
意見内容（1 万文字以内）：

-----  
本プリンシプル・コード（案）における【原則 2】は、著作権者の権利救済を迅速かつ実効的に行うことを目的として設計されている点において、その趣旨自体は理解できる。しかしながら、現行の規定は、著作権制度の特性および生成 AI 産業の競争構造を十分に踏まえておらず、悪意ある利用や制度の濫用を容易に許容する構造となっている点について、重大な懸念を有する。

以下、その理由を前提整理、現状から想定される具体的な悪用シナリオを通じて懸念点を述べる。

#### ■ 1. 著作権制度の特性を踏まえた前提について

(1) 著作権は発生主義であり、権利者の成立要件が極めて広範である点

著作権は、登録等を要しない発生主義の制度であり、創作性が認められれば、誰でも容易に著作権者となり得る。

例えば、俳句のように 17 文字という極めて短い表現であっても、著作権が成立し得ることは広く知られている。

このように、著作権者であることの主張自体は極めて容易に成立する制度特性を有している。

(2) 侵害の有無は裁判所が最終判断するにもかかわらず、疑義段階で開示請求が可能となっている点  
本プリンシプル・コードにおける【原則 2】では、著作権侵害の有無が裁判所によって確定する前段階、すなわち、

”著作権権利者が生成 AI の生成物に対して「侵害の疑い」を持った時点”

において、生成 AI 提供者および生成 AI 開発者に対して開示請求を行うことが可能とされている。

さらに、【原則 2】の細則においては、

「原則 2 開示要求者の権利又は法律上保護される利益の実現に支障を来すことのないよう、生成 AI 事業者において可能な限り詳細かつ分かりやすい開示を行うための努力を払うことが求められる。

また、開示の求めに係る各事項が営業秘密に該当すると考えられる場合などにおいても、まずは真摯に検討、協議することが期待される。」

と明記されており、侵害が確定していない段階であっても、AI 事業者に対して実質的に強い開示対応

が求められている。

**(3) 開示対象となり得る情報が、AI事業者の競争の源泉である点**

【原則1】に対して指摘したとおり、生成AIのアーキテクチャや設計仕様は、生成AI事業における競争優位性の中核をなす技術的・営業上の機密情報であり、原則として公開できない性質のものである。

【原則2】は、このような情報について、侵害が確定していない段階においても、開示請求の対象となり得る構造を有している点で、極めて慎重な検討を要する。

**(4) 目的外利用禁止の実効性が担保されていない点**

【原則2】では、開示請求に際して、開示された情報を目的外に利用しない旨の誓約を求めている。しかしながら、

- ・ 目的外利用が行われたか否かの立証は極めて困難である
- ・ 目的外利用が発覚した場合の具体的な罰則規定が存在しない

という点から、機密情報の不正流通を抑止する実効性は乏しいと言わざるを得ない。

仮に罰則規定が設けられたとしても、一度第三者に機密情報が漏洩した後に、その情報流通を完全に回収・無効化することは不可能であり、機密情報の開示は本来、極めて慎重であるべき事項である。

**(5) 生成AI開発者・提供者の関係性が営業秘密である点**

生成AI提供者と生成AI開発者の利用関係、すなわち「どの生成AI提供者が、どの生成AI開発者のモデルを利用しているか」という情報は、生成AI事業者にとって営業秘密（取引関係情報）に該当する。当該情報は、不当な営業活動を行う事業者にとっては極めて有用なリストとなり得るため、慎重な保護が必要である。

**■ 2. 開示請求制度の濫用と高度化するサイバー脅威に直面する通信業界の実態 — 生成AI分野への示唆**

**(1) インターネット空間において顕在化している開示請求制度の濫用実態**

現在、インターネット上の権利侵害対応（情報流通プラットフォーム対処法等に基づく発信者情報開示請求等）の現場では、正当な権利回復を目的とせず、制度の不備や事業者の疲弊を狙って利益を創出する一部の事業者（いわゆる「削除ビジネス代行業者」や、過剰な煽りを行う一部の代理人等）の存在が深刻な問題となっている。

これらの事業者は、著作権者や被害者に対し「簡単にお金が取れる」「削除できる」と過剰に期待を煽り、通信事業者（ISP、クラウド事業者等）に対して機械的かつ大量の開示請求を送付する。現在、これら大量の濫用的請求への対応により通信事業者のサポート部門や法務部門が機能不全に陥る事態が常態化しており、JAIPA（一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会）やJANOG（日本ネットワーク・オペレーターズ・グループ）といった業界コミュニティにおいては、警視庁とも連携して最新状況における対策議論も様々な形で行われている。

この通信事業者等の経験は、そのまま生成 AI 事業者への教訓とすべきと考える。現在の通信事業者への請求は「ログの確認」という比較的定型的な作業で済む場合ですら、その「数」の暴力により現場は疲弊している。

## (2) インターネット上での悪意ある攻撃の実態

現在のインターネット上では、企業の機密情報を狙うトロイの木馬や、システムを人質にするランサムウェア、盗取情報のダークウェブ売買といった組織的な犯罪行為が横行しており、通信事業者（ISP、クラウド事業者等）は防衛に莫大なリソースを割いているのが実情である。

現在、インターネットインフラを支える現場では、単なる迷惑行為のレベルを超え、国家レベルの支援を受けた攻撃者や高度な犯罪組織による攻撃が常態化している。具体的には、以下のような事例への対応に通信事業の各社は忙殺されている現実がある。

- ・ソーシャルエンジニアリングの巧妙化: 業務連絡や法的通知を装ったメールにより、トロイの木馬等のマルウェアを内部ネットワークに侵入させる。
- ・ランサムウェアによる恐喝: 侵入したネットワーク内で権限を昇格させ、重要データを暗号化して身代金を要求する。
- ・サプライチェーン攻撃: セキュリティの甘い取引先や関連システムを踏み台にして、本丸のシステムへ侵入する。

これらは通信業界が日々水際で戦っている「現実の脅威」となっている。通信業界ですら、この防衛のために極めて多くの人的・技術的稼働が割かれている。

以上のとおり、通信業界の現場では、善良な権利者による適切な権利主張を前提として設計された開示請求制度が、制度の濫用による「数の暴力」と、高度化・組織化するサイバー攻撃という二重の負荷の下で、実務上大きな運用負担やセキュリティ上の課題を生じさせている状況が見受けられる。

このような環境において、侵害が確定していない段階で事業者に対して詳細な情報開示を求める制度設計は、結果として申請対応への負担による開発力の低下や、機密情報の取扱いに関する新たな対応リスクを生じさせ得る点について、留意が必要であると考ええる。

生成 AI 事業者に対する開示要請の在り方については、制度の理念のみならず、通信業界における実運用の経験を踏まえ、実務上の負荷や悪用可能性、サイバーセキュリティへの影響等も考慮した上で、慎重な検討が行われることが望ましいと考える。

## ■ 3. 想定される悪意ある利用シナリオについて

### (1) シナリオ：自称著作権者による営業情報収集・転売

悪意ある第三者が、自らを著作権保有者と称し、生成 AI 提供者に対して著作権侵害の疑いを理由に【原則 2】に基づく開示請求を行う。

これにより取得した、生成 AI 提供者と生成 AI 開発者の関係性情報を、不当な営業活動を行う生成 AI 開発者に販売し、不当な利益を得ることが想定される。

(2) シナリオ：競合 AI 開発事業者による技術情報の間接取得

悪意ある生成 AI 開発事業者が、競合他社の技術情報（アーキテクチャ・設計仕様等）を取得する目的で、自称著作権者を利用する。

当該自称著作権者が、競合 AI 開発者に対して侵害の疑いを理由に開示請求を行い、【原則 1】でエクスペインを選択していた場合であっても、【原則 2】に基づき「可能な限りの開示」を求める。

結果として、競合 AI 開発者は開示に応じざるを得ず、競争の源泉である技術情報が漏洩し、自称著作権者を通じて依頼元の悪意ある AI 開発事業者に渡る可能性がある。

(3) シナリオ：資本力のある事業者によるベンチャー潰し

潤沢な資本を有する生成 AI 開発事業者が、新興ベンチャーを市場から排除する目的で、複数の自称著作権者を用意し、競合ベンチャーに対して繰り返し開示請求を行う。

ベンチャー企業は、中核技術を防衛するために、事前交渉や訴訟対応を余儀なくされ、そのための労力・費用により本来注力すべき研究開発が停滞する。

さらに、この攻撃を当該ベンチャーの生成 AI を利用している提供者・利用者に対しても行うことで、心理的・事業的負荷を増幅させることが容易に想定される。

■ 4. 結論および要望

以上のとおり、【原則 2】は、制度趣旨に反して、

- ・ 営業秘密・技術秘密の流出
- ・ 不当な営業活動の助長
- ・ ベンチャー企業への過度な萎縮効果

を招く構造的リスクを内包している。

なお、本件は、【原則 2】を例に詳細に記載したが、ほぼ同様のことが【原則 3】においても実施可能である。

生成 AI 産業の健全な発展と、公正な競争環境を維持するためには、権利者救済と事業者保護のバランスが不可欠であり、本原則について慎重な見直しを求める。

-----  
意見の要約（200 文字）：

※記載いただいた意見内容が 1,000 字を超える場合

-----  
【原則 2】は著作権侵害が確定していない「疑義段階」において開示請求を可能としており、営業秘密や技術情報の漏洩、不当な営業活動、ベンチャー企業への濫用的攻撃を招くおそれがある。目的外利用を実効的に防止する仕組みも十分とは言えず、実運用上の負荷や悪用可能性を踏まえると、権利者救済と事業者保護のバランスについて慎重な再検討が必要と考える。